

○港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例  
別表(第2条関係) (平16条例7・一部改正)

1 占用料

占用の形態		占用料の額	
工作物の設置を伴う場合	係留施設、船舶役務用施設又はこれらに類する施設の設置	1平方メートル1年につき 190円	
	木材等係留施設の設置	1平方メートル1年につき 190円	
	魚貝類採捕施設の設置	1平方メートル1年につき 60円	
	柱類の建設	電柱	1本1年につき 640円
		電話柱	1本1年につき 260円
		街灯柱	1本1年につき 330円
		その他の柱類	1本1年につき 480円
	管類の布設	外径0.4メートル未満の管類	長さ1メートル1年につき 110円
		外径0.4メートル以上1メートル未満の管類	長さ1メートル1年につき 260円
		外径1メートル以上の管類	長さ1メートル1年につき 500円
その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき 190円		
工作物の設置を伴わない場合	耕作地	1平方メートル1年につき 7円	
	その他	1平方メートル1年につき 52円	

2 土砂採取料

土砂の種類		土砂採取料の額
土		1立方メートルにつき 126円
砂		1立方メートルにつき 147円
砂利		1立方メートルにつき 168円
玉石		1立方メートルにつき 168円
転石	平均径30センチメートル以上40センチメートル未満の転石	1個につき 63円
	平均径40センチメートル以上の転石	1個につき84円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円を加えた額

## 備考

- 1 占有面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占有面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。
- 2 電柱、電話柱及びその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは柱類2本とみなす。
- 3 管類の布設延長が1メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長に1メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- 4 占有期間が1年未満の端数であるとき、又は当該占有期間に1年未満の端数が生じたときの当該端数に係る占有料の額は、当該端数を暦により月に計算して得た月数(1月に満たない日数が生じたときは、1月とする。)に、この表に定める占有料の額を12で除して得た額を乗じて得た額とする。
- 5 土、砂、砂利及び玉石の区分は、次のとおりとする。
  - 土 粒径0.01ミリメートル未満の土石
  - 砂 粒径0.01ミリメートル以上5ミリメートル未満の土石
  - 砂利 粒径5ミリメートル以上80ミリメートル未満の土石
  - 玉石 粒径80ミリメートル以上300ミリメートル未満の土石
- 6 転石の平均径は、長径と短径の和の2分の1の数値とする。
- 7 土石の採取量が1立方メートル未満の端数であるとき、又は当該土石の採取量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1立方メートルとして計算する。